



解禁指定あり

解 禁 日	平成29年1月11日 17時
	(予備日)1月18日 17時
平成 29 年 1 月 6 日	

**国土交通省中部地方整備局
多治見砂防国道事務所**



今年第1回目 特殊車両現地取締の実施
～これまでの現地取締では、計測車両の約9割が違反～

記 者 発 表 資 料

1. 概 要

当事務所では、道路の保全と交通の危険防止を図るため、昨年8月からこれまで5回に渡り特殊車両の現地取締を行い、24台について計測を実施したところ、計測車両の約9割にあたる21台について、重量超過等の特殊車両通行許可に関する違反が認められ、措置命令等を行っています。

今年第1回目となる特殊車両等の現地取締を、岐阜県多治見警察署の協力を得て、以下のとおり行いますのでお知らせします。

- 日 時：平成29年1月11日（水） 13時30分～15時30分
予備日：平成29年1月18日（水） 13時30分～15時30分
（天候の状況等により中止する場合があります。）
- 場 所：一般国道19号 土岐市泉町河合地先 土岐車両重量計測所（別紙）

2. 資 料 別 紙：現地取締場所位置図・今年度実施状況

参考資料1：特殊車両について（道路法・車両制限令）

参考資料2：違反大型車両が道路構造物に与える影響

3. その他 報道関係者を対象に公開します。

なお、取材をご希望の方は、下の問合せ先まで事前にお知らせ下さい。

配 布 先

多治見市政記者クラブ、日刊建設工業新聞、日刊工業新聞社、建通新聞社、建設通信新聞

問 合 せ 先

国土交通省 中部地方整備局 多治見砂防国道事務所	副所長	アキタ オサム 秋田 修	TEL 0572-25-8020
国土交通省 中部地方整備局 多治見砂防国道事務所	建設専門官	ハヤシ コウジ 林 孝治	TEL 0572-25-8027 FAX 0572-23-7236

道路の異状を発見したら・・・道路緊急ダイヤル **#9910**（通話料無料・24時間受付）

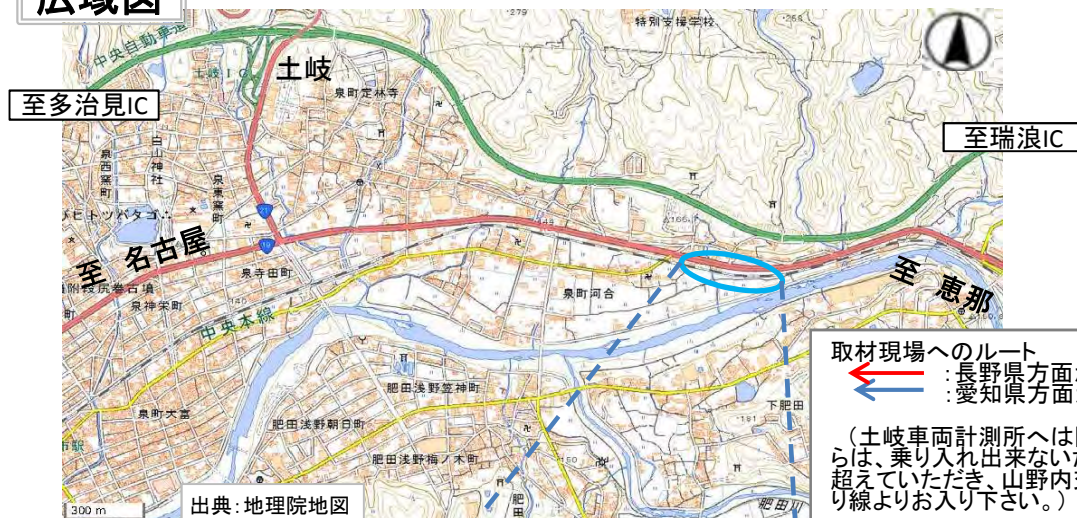
Tajimi Office of Sabo and National Highway

現地取締場所位置図

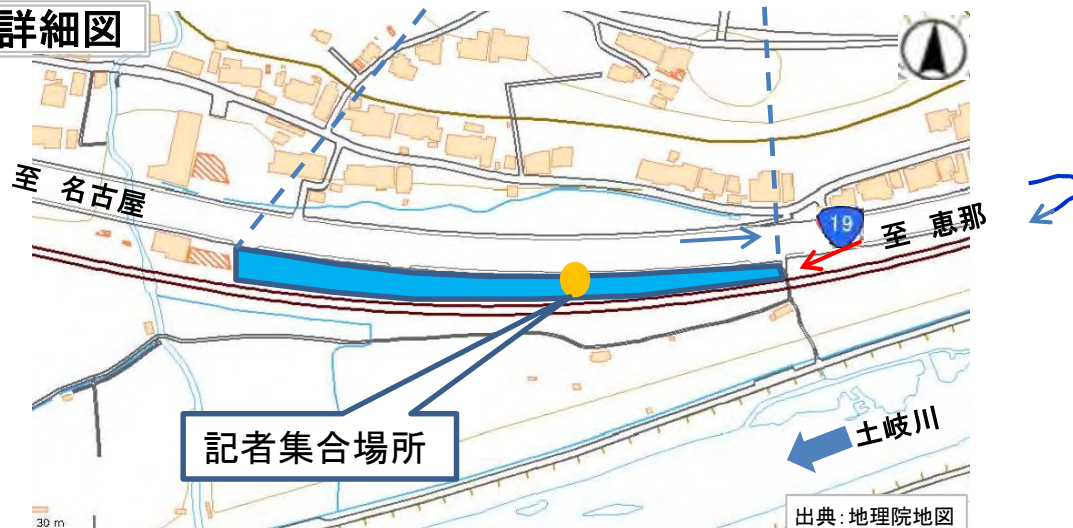
別紙

実施場所: 国道19号 上り 46.7kp(土岐市泉町河合地先 土岐車両重量計測所)

広域図



詳細図



昨年実施状況



H28.12.5実施時の状況

- 8月31日…計測車両台数:5台 違反車両:2台 (徐行措置命令…1台 警告書による指導…1台)
- 9月16日…計測車両台数:5台 違反車両:5台 (徐行措置命令…1台 警告書による指導…4台)
- 10月13日…計測車両台数:5台 違反車両:5台 (警告書による指導…5台)
- 12月 5日…計測車両台数:4台 違反車両:4台 (警告書による指導…4台)
- 12月19日…計測車両台数:5台 違反車両:5台 (警告書による指導…5台)

※ 計測車両台数 24台 違反車両 21台

特殊車両について（道路法・政令：車両制限令）

車両制限令で定める最高限度

- 寸法（幅、高さ、長さ、最小回転半径）



車両制限令で定める最高限度

- 重量（総重量、軸重、隣接軸重および輪荷重）



道路法

第47条 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両（人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にあつてはその状態におけるものをいい、他の車両を牽引している場合にあつては当該牽引されている車両を含む。以下本節及び第八章中同じ。）の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は、政令で定める。

違反大型車両が道路構造物に与える影響

①積載重量超過などによる違反車両は、道路構造の劣化を早めます。

疲労のイメージ

①健全な床版の状態

①



激しい交通状況

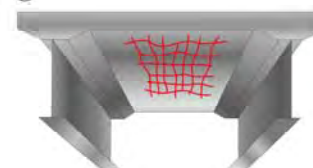
②車両が繰り返し走行することで、縦方向・横方向に小さなひび割れが発生

②



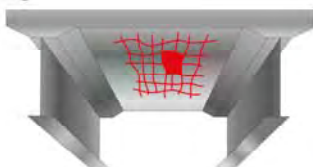
③サイコロ状に近い形で密なひび割れが発生

③



④床版が抜け落ちて舗装に穴が空いた状態

④



コンクリートの床版が抜け落ち、舗装に空いた穴

②車両の重量による道路構造物の疲労に及ぼす影響

- ・車両の重量による道路構造物の疲労に及ぼす影響は、橋梁(床板)で12乗といわれています。
- ・大型車両1台が軸重10tの基準を2t超過した場合、約9台分の疲労が蓄積されることになります。

